

平成 28 年 1 月 6 日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

大阪地方裁判所判事

櫛 橋 直 幸

### 平成 27 年度裁判官短期在外研究に関する報告書

#### 第 1 はじめに

当職は、平成 27 年度裁判官短期在外研究員として、平成 27 年 11 月 7 日から 12 月 6 日まで、アメリカ合衆国及びカナダの 2 か国へ出張し、北米における消費者クラス・アクションの実情を調査した。

同研究においては、アメリカのマサチューセッツ州ボストン、ペンシルベニア州フィラデルフィア、ニュージャージー州トレントン、アトランティック・シティ、ラトガース、カナダのオンタリオ州トロントの各都市における裁判所、弁護士事務所及び大学等を訪問するなどし、裁判官、大学教授及び弁護士に対するインタビューに加え、クラス・アクションの授業の傍聴及び裁判所におけるクラス・アクションの審理の傍聴等を実施した。

#### 第 2 研究の動機・目的

日本版クラス・アクションと呼ばれる「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」(以下「特例法」という。)は、平成 25 年 12 月 11 日に法律第 96 号として公布され、平成 28 年中に施行が予定されている。

当職は、大阪地方裁判所において、特例法施行後に、共通義務確認訴訟が集中的に配点される予定がある部の右陪席裁判官であり、かつ、同法の運用検討に係る東京地裁・大阪地裁の合同検討チームの一員でもあることから、施行が間近に迫っている同法の円滑な運用に役立てる目的で、特例法と類似の制度である北米におけるクラス・アクションの実情を調査・研究することとした。

アメリカでは、オプト・アウト方式（いわば離脱方式）でのクラス・アクションが幅広い分野で認められているのに対し、カナダでは、二段階型のオプト・アウト方式による訴訟制度が設けられているところ、特例法では、両国のいずれとも異なる二段階型のオプト・イン方式を採用している<sup>1</sup>。もっとも、手続構造に関し、アメリカのクラス・アクションの制度では、事実上、クラス認証という手続において共通争点が争われ、その後の和解によりクラス構成員毎の個別争点を処理しているとの評価もあり、実質的には本制度と同様に二段階の手続構造であるとの評価も可能である<sup>2</sup>とされている。

今回の在外研究における調査については、両国のクラス・アクションのうち、特例法の解釈運用に直接参考となる実務的な事項を優先的に取り上げることとした。

### 第3 調査協力者（アテンド）

本件調査研究に当たり、以下の判事補各位から、インタビュー対象者との面談予約、日程調整、インタビューの際の同行及び通訳、インタビュー結果の反訳、提供された資料の翻訳等の全面的な協力支援を受けた。本件調査研究は、判事補各位の協力が得られたことによって実現し得たものであり、この場を借りて深く感謝を申し上げる。

#### 1 アメリカ・マサチューセッツ州ボストン

岩崎貴彦判事補（東京地裁・ハーバード大学ロースクール客員研究員）

#### 2 アメリカ・ニュージャージー州トレントン、アトランティック・シティ、カムデン

澤野真未判事補（広島地家裁・ニュージャージー州裁判所派遣・ラトガース大

<sup>1</sup> 消費者庁消費者制度課「消費者裁判手続特例法Q&A」Q5

<sup>2</sup> 第一東京弁護士会全期会旬和会編著「Q&A新しい集団訴訟・消費者裁判手続特例法のポイントと実務上の対応」6頁

学ロースクール客員研究員)

3 アメリカ・ペンシルベニア州フィラデルフィア

日下部祥史判事補(東京地家裁・ペンシルバニア大学ロースクール客員研究員)

4 カナダ・オンタリオ州トロント

三嶋朋典判事補(奈良地家裁葛城支部・トロント大学ロースクール客員研究員)

#### 第4 インタビューの対象者

予め調査事項書を送付した上、裁判官に対してはクラス・アクションの手続運営及び裁判所の実務について、大学教授に対してはクラス・アクションの理論や社会的意義について、弁護士に対してはクラス・アクションにおける弁護士の戦略や実情について、それぞれ重点を置いて、インタビューを実施することとした。

具体的なインタビュー対象者は、以下のとおりである。

1 アメリカ

(1) 裁判官(元職を含む)

(連邦)

・連邦第3巡回区控訴裁判所 Anthony J.Scirica 判事

(元長官・ペンシルバニア大学シニアフェロー兼任)

・マサチューセッツ連邦地方裁判所 William G. Young 判事(元所長)

・ニュージャージー連邦地方裁判所 Peter G.Sheridan 判事

(州)

・マサチューセッツ州サフォーク郡上級地方裁判所 Paul Wilson 判事

・ハーバード大学ロースクール John Cratsley 元マサチューセッツ州判事

・ニュージャージー州アトランティック郡裁判所 Nelson C. Johnson 判事

・ペンシルバニア州第一司法地区裁判所 Mark I.Bernstein 判事

(2) 大学教授

・ハーバード大学ロースクール Richard W.Clary 講師・弁護士

・ペンシルバニア大学ロースクール Stephen B.Burbank 教授

・ラトガース大学ロースクール Rick Swedolf 准教授

(3) 原告側弁護士

・ハーバード大学ロースクール Steve Churchill 弁護士兼任講師

・ハーバード大学 Kevin Costello 弁護士 (Senior associate director of the center for law and policy innovation)

(4) 被告側弁護士 (元職を含む)

・ラトガース大学ロースクール Camille Spinello Andrews 校長補佐

2 カナダ

(1) 裁判官

・オンタリオ州上級裁判所 Paul Perell 判事

(2) 大学教授

・トロント大学ロースクール Garry Watson 弁護士兼任教授

・同 H.Michael Rosenberg 弁護士兼任教授

(3) 被告側弁護士

・McCarthy tetrault 法律事務所 Eric S.Block 弁護士

・同 Caoline Zayid 弁護士

## 第5 米国におけるクラス・アクションの概要

### 1 クラス・アクションとは

クラス・アクションとは、共通点を持つ一定範囲の人々（クラス）を代表して、一人又は数名の者が、全員のために原告として訴え、又は被告として訴えられるとする訴訟形態であり、アメリカにおいて独自の発展を遂げた。クラスを代表する一人又は数名の者がそのクラスの構成員であれば、他のクラス構成員から特段の授權や委任を受けずに訴訟を追行することができるだけでなく、その代表者の

訴訟追行の結果に全構成員が基本的に拘束されるという点に大きな特徴がある<sup>3</sup>。

## 2 クラス・アクションの概要

今回調査研究したインタビューの内容を後に詳述する前提として、まず、米国のクラス・アクション制度全体について概観することとする。

連邦のクラス・アクションの制度は、連邦民事訴訟規則 23 条(Rule 23 of the Federal Rules of Civil Procedure)に規定されている。クラス・アクションとして成立するためには、まず次の 4 つの条件を満たしていかなければならない。

- ① クラスに属する者の数が多く、全員を当事者として併合することが困難なこと (多数性, Numerosity)
- ② クラスに属する者全員に共通の法律上の問題又は事実問題があること (共通性, Commonality)
- ③ クラスに属する者全員を代表する当事者の請求又は抗弁がそのクラスに属する者の請求又は抗弁の典型であること (典型性, Typicality)
- ④ クラス代表者がクラス全員の利益を公正かつ十分に保護するであろうこと (代表適切性, Adequacy)

クラス・アクションとして維持されるためには、前記の 4 つの基本要件に加え、規則 23 条で定める 3 つの類型のいずれかに該当することが必要である。3 つの類型のうち現在もっとも利用されているクラス・アクションの 3 番目の類型は、クラス構成員に共通の法律問題又は事実問題が個々のクラス構成員に関する問題よりも支配的であり (支配性, Predominance の要件), 公正かつ効率的な判断のために他の手段よりもクラス・アクションの手法が優れている (優位性, Superiority の要件) の場合である<sup>4</sup>。

<sup>3</sup> 桜田淳二・「国際弁護士アメリカへの逆上陸の軌跡」・日本経済新聞社 61-62

<sup>4</sup> これらの類型は特例法では必要とされていない。なお、特例法では、支配性は、簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難である (特例法 3 条 4 項) と認められることであると解されているが、米国にいう支

クラス・アクションにおいては、クラスを認証 (Class Certification) するか否かの決定は最も重要な意味を持つので、裁判所は、クラス認証のための審理 (Certification Hearing) を経た上で、クラスを認証するかどうかを決定する。クラス認証の時期は、現在の規定では、実務上可能な早期の段階で (at an early practicable time) と規定されている。クラス認証の手続は、まずクラス代表者が裁判所に対しクラス認証の申出を行う。クラス認証の要求を満たしていることの立証責任は、クラス認証を求める側にある。クラス・アクションの相手方当事者も、クラス認証の申立てをすることができる。

連邦最高裁は、和解目的のクラス認証であっても否定はされないとしつつ、要件については通常のクラス認証と同様の基準で判断すべきであるとしている。また、クラス認証に対しては不服を申し立てることができ、控訴裁判所は、その裁量により、不服申立てを受理することが可能である<sup>5</sup>。

3番目の類型のクラス・アクションのクラスが認証された場合は、和解の場合も含め、クラスの構成員へ通知がなされ、通知を受けたクラス構成員は、何らの理由を示すことなく、一定の期間（通常は30日から60日程度）内に訴訟から脱退することができるオプトアウト (Opt Out) の権利が与えられる。

クラス・アクションにおいても、和解により解決することが可能であり、実際和解で解決する事案が圧倒的多数である。しかし、クラス・アクションのように少数のクラス代表者しか訴訟に参加していない手続においては、クラス代表者が自らの利益のみを考慮し、代表者以外のクラス構成員の権利が適切に守られない可能性が否定できない。このため、クラス・アクションにおける和解については、裁判所の承認が必要とされている。裁判所は審理を行い、和解内容が公正で、合理的で、適切であると判断した場合にのみ、和解を承認することができる。この審理をフェアネス・ヒヤリング (Fairness Hearing) と呼ぶ。

---

配性とは別物である。

<sup>5</sup> 前掲注3 樺田 63-64

クラス構成員から和解に対する異議が出されなかった場合でも、フェアネス・ヒヤリングは必要である。

クラス・アクションで判決が出された場合には、判決に記載されたクラスの構成員全員（オプト・アウトした者を除く。）に対して、判決の効力が及ぶ。クラス・アクションにおける代理人弁護士は訴訟の適切な運営や代表の適切性にも大きな影響を与える存在であることから、裁判所にクラス代表を代理する弁護士を指定する権限が付与されている。通常はその能力に問題がない限り、訴えを起こした原告の代理人弁護士がそのまま指定される場合が多い。

また、クラス・アクションが代理人弁護士の膨大な報酬のために提起されているという批判を受けて、クラス代表の代理人弁護士の報酬についても裁判所が裁定する旨の規定も設けられた<sup>6</sup>。

### 3 クラス・アクション公正法

クラス・アクションに関連して、法廷地漁りやクーポン和解が問題になったため、2005年にクラス・アクション公正法（Class Action Fairness Act of 2005）が制定された。

アメリカでは、訴訟を提起しようとする原告の弁護士は、原告に一番有利な判地を探してそこで訴訟を起こすのが一般的である。これをいわゆる「法廷地漁り（Forum Shopping）」と言う。

アメリカは連邦制を採っており、裁判所も連邦の裁判所と州の裁判所とがある。州の裁判所は原則としてほとんどの裁判をする管轄権を有している。これに対し、連邦裁判所が民事訴訟につき管轄権を有するのは、連邦憲法に定められているとおり、連邦に関する問題（Federal Question Jurisdiction）と、原被告が州籍を異にする場合（Diversity Jurisdiction）に限られている。

州の裁判所の裁判官は州によっては選挙で選ばれることもあるなど、一般的に

---

<sup>6</sup> 前掲注3 桧田 65-66

州民に有利な判断をするという傾向がないわけではないが、連邦裁判所の裁判官は一般に優秀で高い見識を持っており、より客観的な判断をするとされている。また、一般的に州裁判所は、原告に好意的であるといわれるが、一部の裁判所は歴史的に巨額な損害賠償が評決され、極端に原告寄りであるとの評判があり、その裁判所に訴訟が集中する傾向が見受けられる。このような裁判所は、磁石のように訴訟を引き付けるので、「磁石裁判所 (Magnet Court)」と呼ばれることがある。その結果、特に多くのクラス・アクションがこれらの州裁判所に集中して提起され、不合理な評決や巨額賠償の判決を生み、そうした判決を受けるリスクを恐れる企業が和解を余儀なくされる事例が増加した。

そこで、クラス・アクション公正法により、クラス・アクションを州裁判所から連邦裁判所へ移送しやすくした。

次に、「クーポン和解 (Coupon Settlement)」とは、被害者であるクラス構成員に対して現金で損害賠償を支払う代わりに、被告企業の商品の利用権や割引券を配布することによって賠償に代えるという和解を言う。このクーポン和解には、実際に使用されるクーポンの割合が低いという問題のほか、被告企業の利用が前提となり、被告企業にとっても利益があるとされる。

一方、原告代表の代理人である弁護士にとっても、このクーポンの額面に基づく弁護士報酬は、クラス全員が全クーポンを使用することを前提（実際には、クーポンが全部使用されることはない。）としているので、不相当に高額の報酬が入ることになる。このため、原告代表の代理人である弁護士と被告企業にとってクーポン和解の成立は魅力的であるが、馴合い的和解となり、原告クラス構成員にとっては実質的な利益が少ない結果となる。

そこで、クラス・アクション公正法により、クーポン和解の弁護士報酬は、クーポンの額面ではなく、実際に行使ないし換金された額を基準とするものとし弁護士の過大な報酬請求を規制した。また、クーポン和解の承認には、裁判所の和

解内容が適正、合理的かつ十分である旨の書面による意見を必要とした<sup>7</sup>。

#### 4 米国のクラス・アクションと特例法の違い

特例法は、各国の制度を踏まえた上で、我が国にふさわしい制度を設計しており、消費者のために訴訟をする原告を一定の者に限り（代表訴訟）、訴訟の対象事案、判決効の及ぶ範囲などに差異を設け、米国のクラス・アクションとは大きく性格が異なる。

具体的には、特例法は、①米国の制度では、被害者であれば誰でも訴訟提起できるのに対し、原告になる者を内閣総理大臣が認定した特定適格消費者団体に限るとともに、行政監督の対象としている。②米国の制度では、対象事案が限定されていないのに対し、事業者が概ね係争利益を把握し得るようとする観点などから、対象となる請求を基本的に消費者と事業者との間に契約関係がある場合の一定のものに限り、請求できる損害の範囲をいわゆる拡大被害、逸失利益、人身損害、慰謝料を除くなど一定のものに絞っている。③米国の制度では、除外の申出をしない限り全ての対象者に判決の効力が及ぶ訴訟制度（オプト・アウト型（いわば離脱型））であるのに対し、飽くまでも手続に加入した消費者のみの請求権について審理・判断する訴訟制度（オプト・イン型（いわば参加型））としている。④さらに、米国においては、訴訟結果の不確実性が増すとされる懲罰的損害賠償、民事訴訟における陪審制のほか、ディスカバリー（証拠開示）制度など、我が国にはない諸制度が存在しており、我が国とは背景事情が大きく異なる<sup>8</sup>とされる。

#### 5 クラス・アクションの根拠法令

米国は、連邦制国家であるため、連邦レベルと州レベルでは異なる法体系を構

<sup>7</sup> 前掲注3 桧田 67-69

<sup>8</sup> 前掲注1 消費者庁・Q 6

成しており、かつ州毎にも全く異なる法体系が存在する。法体系だけではなく、裁判所システムも異なる体系で存在しているため、クラス・アクションがどのような要件で認められるかについては、当該事件が提起された裁判所に適用される民事訴訟のルールを検討する必要がある<sup>9</sup>。もっとも、各州でも連邦民事訴訟規則23条と同様か類似の州法が制定されており、例えば、クラス・アクションの要件については、今回訪問したマサチューセッツ州<sup>10</sup>、ニュージャージー州<sup>11</sup>、ペンシルバニア州<sup>12</sup>では連邦民事訴訟規則23条と同様の規定となっている<sup>13</sup>。

## 6 クラス・アクションの要件<sup>14</sup>

まず、連邦民事訴訟規則上のクラス・アクション要件を、以下、具体的に、詳細に検討する。

### (1) 4つの基本要件

連邦民事訴訟規則23条(a)は、ある事件をクラス・アクションとして遂行させるための基本となる4つの要件を定めている。クラス認証を受けるためには、この4つの要件を全て満たす必要がある。大きく分ければ、後記①②は「クラス」自体の客観的要件であり、③④は代表性に関する要件である。

①併合訴訟が現実的でないほどクラス構成員の数が大きいこと(Numerosity)  
理念的には最も重要な要件であるという。併合訴訟が現実的ではないからこそ、クラス・アクションとしてクラス代表者にクラス構成員全員を代表させる必要性が生じるからである。

<sup>9</sup> 日弁連・京都弁護士会・「アメリカ合衆国クラスアクション調査報告書」9-13

<sup>10</sup> Civil Procedure Rule 23(a)

<sup>11</sup> RULE 4:32-1(a)

<sup>12</sup> Rule 1702

<sup>13</sup> 特例法においては、①消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害であること（多数性）、②消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づくこと（共通性）が要件とされているが、特例法では消費者ではなく、特定適格消費者団体が原告となるため、典型性や代表適切性の要件は必要ない（特例法2条4号）。

<sup>14</sup> 前掲注9 日弁連 10

併合訴訟が不可能であることまでは必要ではないが、現実的ではないことは要する。必ずしも人数は決定的な要素ではなく、併合訴訟が現実的かどうかという判断要素の一つとして考慮される。人数以外の考慮要素としては、請求額や個別訴訟提起の可能性、各原告の所在などがある。

一般に、消費者事件であれば、この要件が問題となるようなことは少ないと。もっとも、規模が大きくなりすぎると他の要件（クラスアクションを適正に運用できるか、クラス構成員に告知が可能か）との関係で問題が生じ得ることに留意する必要はある。

#### ②法的又は事実のレベルで共通の争点があること(commonality)

クラス構成員の各請求には共通性が認められるからこと、単一の手続きで訴訟を行う実益があるとされる。条文上は、「questions」となっていて複数以上の共通争点が必要にも見えるが、実務上は共通争点は一つ以上あれば足りるとされる<sup>15</sup>。

たとえば、人に生じた損害の賠償をクラス・アクションで請求する場合、個別の争点も問題とはなり得るが、共通する法的責任原因があるのであれば、共通の争点があるといえる。

この点、Dukes 判決において、多数意見は、共通性の要件について、共通の争点は1つで足りるが、抽象的な争点では足りず、その争点を判断することで、クラス構成員各々の請求権の存否にとっての中核的な問題を解決できるような中心的な争点について、具体的に共通していることが必要であると判示した。また、クラス認証を求めるものは、FRCP23条の要件を満たしていることを積極的に立証しなければならないと判示した。そして、認証が得られるためには、厳格な審査の結果、裁判所が23条(a)の要件が充足されたと判断しなければならず、その審査において、本案の争点と重複するとしても、それはやむを得ないことであると判示した。次に多数意見は、雇用待遇差別訴訟においては、個々

<sup>15</sup> See *Manual for Complex Litigation, Fourth* 250(2004)

のクラス構成員に対してなされた雇用上の判断の理由こそが中心的な問題であり、各々の雇用上の判断を結びつける共通の理由がない限り、この中核的な問い合わせに対して共通の答えを出すことはできず、争点の共通性は満たされないと述べた。そして、ウォルマートでは、各拠点の地域マネージャーが裁量を持って雇用上の決定をしており、このような場合、一般的な差別方針の下で運営がなされていることの証明が必要であるが、本件ではその証明がないと判示した。以上の理由に基づき、多数意見は、全米3,400店舗に共通する差別方針があることの立証が不十分であると判断し、共通性の要件を満たさないため、クラス認証は認められないとして、原審判決を破棄した<sup>16</sup>。

なお、近時、このcommonalityの要件と、後記のtypicality（典型性）の要件及び(b)(3)タイプのクラス・アクションで問題となるpredominance（支配性）の要件は融合する傾向にあり、いずれの要件も、当該クラス・アクションが効率的であり、かつ代表原告とクラスの請求が関連し合っていて、クラス構成員の利益が適切に保護されるかどうかという判断の中で問題となるとされている。

- ③クラス代表者の請求がクラス構成員の請求の典型であること(Typicality)
- ④代表者が公正かつ適正に他のクラス構成員の利益を保護し得ること(Adequacy)

## (2) 3つのクラス・アクション類型

さらに連邦民事訴訟規則23条(b)項は、23条(a)項の条件を満たすことを前提として、さらに、以下の3つの類型のいずれかに合致することをクラス・アクション追行の要件とする。

- ①個々の訴訟追行がなされた場合において、(A)判決の不一致により被告に異なった行為が求められる事態が生じる危険や(B)他の当事者の利益を害する危険が認められる場合 (b)(1)タイプ)
- ②相手方がクラス構成員全員に対して一定の行為（不作為を含む）をしているた

<sup>16</sup> 西村あさひ法律事務所・消費者集団訴訟特例法の概要と企業の実務対応 231-232

め、差止命令や勧告による救済が適しているような場合 ((b)(2)タイプ)

③クラスにおける共通の争点が他の争点に優越するものであって(predominance of common questions)、かつ他の可能な手段と比べて、クラス・アクションによることが適切であると認められる(Superiority) ((b)(3)タイプ)

共通性及び支配性の要件を満たすため、原告は、「クラス全員に共通する立証方法によって、クラス構成員全員の請求権を立証することが可能である」ことを示そうとするが、そのような集合的な立証においては、専門家による統計学的なし経済的な分析が重要であり、それがクラス単位での立証可能性についての唯一の証拠となる場合も少なくない<sup>17</sup>。

Comcast 判決において、多数意見は、FRCP23 条(b)の要件についても厳格な審査が行われなければならず、クラス認証を求める者は、同 23 条(b)の要件の少なくとも 1 つが満たされていることについて、証拠による証明を行わなければならぬと判示した。また、多数意見は、原告はクラス全体に適用される損害算定方法を提示しなければならず、それができなければ、各個人の損害査定という問題がクラスに共通する問題に優越し、支配性の要件の充足は認められないと判示した。さらに、その損害の算定方法は、「責任(liability)」についての主張と一貫性がなければならないと述べた<sup>18</sup>。

## 7 クラス・アクション手続上の諸問題<sup>19</sup>

クラス・アクション手続にだけ認められる手続及び規律を除けば、基本的には通常の民事訴訟手続と同様の手続によってなされる。以下、クラス・アクションに関連する手続上の問題を取り上げる。

### (1) 連邦裁判所と州裁判所の管轄区分

<sup>17</sup> 前掲注 16 西村あさひ 228

<sup>18</sup> 前掲注 16 西村あさひ 233

<sup>19</sup> 前掲注 9 日弁連 13-16

米国の連邦裁判所は、合衆国憲法で認められた範囲だけにおいて司法権を行使し得る。民事関係で主なものとしては、連邦問題事件（連邦レベルの憲法、法律、条約のもとで発生する事件）、海事事件、州籍相違事件（異なる州の市民間の民事訴訟）で訴額が7万5000ドルを超えるなどである。しかし、このことは前記範囲の事件につき連邦裁判所の専属管轄を認めるという趣旨ではなく、一部の連邦裁判所に裁判権が専属すると規定されている事件（海事事件、破産事件、完全州籍相違事件、特許権・著作権に関する訴訟等）を除き、州裁判所との競合管轄となる。

一方、州裁判所は、連邦裁判所に専属するとされている事件を除き、全ての種類の事件に裁判権を行使できる。ただ、連邦裁判所とは異なり、土地管轄の観点からの制約があり、基本的には当該州の領域に存在する人及び物に対して裁判管轄を有する。

問題は、連邦問題事件や州籍相違事件のように連邦地方裁判所の裁判管轄権と州の第1審裁判所の裁判管轄権とが競合する場合に、原告はどちらの裁判所に訴えを提起すべきかということであるが、基本的には、原告はいずれの裁判所も選択できる。ただし、前述の「クラス・アクション公正法(Class Action Fairness Act of 2005)」により、州籍相違の要件が緩和され、①原告のいずれかと被告のいずれかとが別々の州の市民であること、②訴額が全原告合計で500万ドルを超えていていること、③原告クラスが100人以上であるとの要件を満たした場合にも連邦裁判所の管轄権が認められるとともに、州裁判所から連邦裁判所への移送の規定が整備されている。

## (2) クラス認証

裁判所は、ヒヤリングを経た上で、クラス認証(Class Certification)をするかどうか決定する（連邦民事訴訟規則23条(c)項(1)(A)）。クラス認証がなされた場合は、以後の手続をクラス・アクションとして続行する。したがって、クラス・アクション手続において、クラスを認証するか否かの決定は最も重要な意味を

持つ。また、クラス認証は、当該訴訟における救済を受け得る者、判決に拘束される者を特定される意味を持つから、この点からも極めて重要である。

#### ① クラス認証の時期

「実務上可能な早期の段階で(at an early practicable time)」とされている(23条(c)(1))。

#### ② クラス認証の手続

クラス代表者は裁判所に対してクラス認証の申立てを行う。クラス認証の要件を満たしていることの立証責任は、クラス認証を求める側にある。一方、クラス・アクション訴訟の相手方も、クラス認証却下の申立てをすることができる。

クラス認証の判断に当たっては、明文の規定はないものの、一般的に当事者に対する聴聞手続(Certification hearing)がなされる。

#### ③ クラス認証の立証

従前の判例では、「何らかの立証(some showing)」又は「入口程度の立証(threshold showing)」によってクラス認証がされてきたが、2006年の第2巡回区連邦控訴裁判所の決定は「何らかの立証」ではクラス・アクションを承認することはできず、原告は、FRCP23条のすべての要件について、証拠に裏付けられた立証を行う必要があると判示した。また、23条の要件に関わる争点が、請求の本案の争点と重複するとしても、裁判所は、積極的にその問題を解決し、必要な判断を行わなければならないと判示した<sup>20</sup>。

#### ④ クラス認証における本案請求の考慮

連邦最高裁は、クラス認証に当たって本案請求が認められ得るかどうかを考慮することはできないとしている。トライアルも経ていない段階で、本案請求の是非を考慮することは、当事者の権利を害するからである。

もっとも、クラス認証の要件の中には、代表者の適格性に関する要件など本案請求の内容を一定考慮せざるを得ないものがあり、一切の考慮が許されない

---

<sup>20</sup> 前掲注 16 西村あさひ 227

わけではない。

#### ⑤サブクラス認証

連邦民事訴訟規則 23 条(c)項(4)は、クラス認証の要件を満たさせるために、1 つのクラスをサブクラスに分割することを認める。この場合、分割されたそれぞれのサブクラスは、各々クラス認証の要件を満たすことが必要である。

このようなサブクラス認証は、クラス代表者とクラス構成員との間で利害相反が生じているような場合などに用いられる。

#### ⑥クラス認証の取消し(Decertification), クラスの修正

クラス認証後であっても、事後、クラス認証に問題があったことが判明した場合には、裁判所は、当該訴訟に関する最終的な判断を下す前であれば、クラスの範囲を修正したり、クラス認証自体を取り消すことがある。

#### ⑦クラス認証に対する不服申立て

クラス認証に対する不服申立てをすることができる(連邦民事訴訟規則 23 条(f)項)。控訴裁判所は、その裁量により、不服申立てを受理することができる。

## 8 裁判官用マニュアル

The Federal Judicial Center が連邦裁判所の裁判官用にマニュアルを発行しており、2004 年に発行された第 4 版<sup>21</sup>がインターネットを通じて利用可能である<sup>22</sup>。

なお、その簡略版であるクラス・アクションに関する裁判官用のポケットガイドも存在する<sup>23</sup>。

<sup>21</sup> See *Manual for Complex Litigation, Fourth*

<sup>22</sup> [http://www.fjc.gov/library/fjc\\_catalog.nsf/autoframepage!openform&url=/library/fjc\\_catalog.nsf/DPublication!openform&parentunid=5420134DE13A58AD85256E58006ED0BC](http://www.fjc.gov/library/fjc_catalog.nsf/autoframepage!openform&url=/library/fjc_catalog.nsf/DPublication!openform&parentunid=5420134DE13A58AD85256E58006ED0BC)

<sup>23</sup> See *Managing Class Action Litigation: A Pocket Guide for Judges, Third Edition*

## 第6 アメリカ・マサチューセッツ州における調査結果

1 マサチューセッツ州でのインタビュー等の結果について、以下のとおり、岩崎氏に反訳していただいた。

- ・別紙1 Young 裁判官インタビュー
- ・別紙2 Wilson 裁判官インタビュー
- ・別紙3 Cratsley 元裁判官インタビュー
- ・別紙4 Clary 弁護士インタビュー、授業内容
- ・別紙5 Churchill 弁護士、Costello 弁護士インタビュー

2 岩崎氏には、以下のとおり、事後的な調査もしていただいた。

### (1) クラス認証された事件の割合等

アメリカでは、クラスアクションとして提起されたもののうち、1/5程度がクラス認証される<sup>24</sup>。クラス認証されたらほぼ確実に和解に至る（認証されなかつた場合でも20~30%は和解に至る。）。そもそも、和解に基づいてクラス認証がなされる例が多い（2010年に発表された報告書によれば、連邦でクラス認証がなされた事件の58%，カリフォルニア州で認証がなされた事件の73%が和解に基づくクラス認証である。）<sup>25</sup>。

### (2) 個別争点としては、どのようなものがあるか？

損害額の算定、各種抗弁（危険の引受け [assumption of risk] の抗弁、寄与過失 [contributory negligence] の抗弁、時効 [statute of limitations] など。）、反訴（counterclaims<sup>26</sup>）、詐欺における誤信（reliance）など

<sup>24</sup> 連邦に限ればクラス認証されるのは20%以下だとされている。WILLIAM RUBENSTEIN, NEWBERG ON CLASS ACTIONS §1:18 (5<sup>th</sup> ed. 2013).

<sup>25</sup> WILLIAM RUBENSTEIN, NEWBERG ON CLASS ACTIONS §1:17 (5<sup>th</sup> ed. 2013).

<sup>26</sup> これによって支配性要件が否定されることはあまりないとされている。WILLIAM RUBENSTEIN, NEWBERG ON CLASS ACTIONS §3:13 (5<sup>th</sup> ed. 2013).

(3) 多数性の要件は、具体的には何人で満たされるか？

16人でも認証した例や、258人でも認証しなかった例などがあり、一概には言えないが、20人以下だと少なすぎ、40人以上だと認められやすくなるとされている<sup>27</sup>。連邦第二巡回区では、40人以上であれば通常十分であり、22人では通常少なすぎるとされている。25以上であれば通常よいとした裁判例もある。Young裁判官も、24人のクラスを認証したことがあるが、これは数としては限界事例だろうとおっしゃっていた。Clary弁護士によれば、少数のクラスの事件を提訴しようとする人はあまりいないので、多数性の要件は実務上あまり問題とならず、問題になるとすれば、むしろ人数が多すぎて複雑になる場合である。

## 第7 アメリカ・ニュージャージー州における調査結果

- 1 ラトガース大学ロースクール Camille Spinello Andrews 氏(校長補佐)から、書面にて回答をいただいた。同氏は、元大手事務所のパートナー弁護士であり、クラス・アクションの被告側弁護士として豊富な経験を有する。同回答書面は、米国のクラス・アクションの実情を知る好個の資料と思われることから、同回答書面を澤野氏に別紙6のとおり日本語に翻訳をしていただいた。
- 2 澤野氏には、アトランティック郡裁判所 Nelson C. Johnson 判事からいただいたメモについても別紙7のとおり翻訳をしていただいた。  
なお、同判事によれば、薬害訴訟については、被害者の過去の病歴との関係が問題となることから、クラス・アクションにはなじまないため、mass tortとして扱い、集団訴訟をしており、同判事らが集中的に取り扱っているとのことであった。

<sup>27</sup> WILLIAM RUBENSTEIN, NEWBERG ON CLASS ACTIONS §3:12 (5<sup>th</sup> ed. 2013).

## 第8 アメリカ・ペンシルバニア州における調査結果

### 1 連邦第3巡回区控訴裁判所 Anthony J Scirica 判事のインタビュー要旨

- ・連邦控訴裁判所は、連邦民事訴訟規則23条f項のクラス認証の控訴を扱う。
- ・クラス認証では、共通性と支配性が問題となることが多い。
  - 法律上の共通性が問題となる場合は、州ごとに法律が違う場合。
  - 事実上の共通性が問題となる場合は、自動車のブレーキの故障など。
- ・薬物の場合は、個別的な病歴との関係が問題となる。
- ・連邦民事訴訟規則23条の要件立証については、以前は主張で良かったが、ここ20年くらいは、証拠の優越すなわち証拠により51パーセントの心証が認められが必要と解されるようになってきている。クラス認証が重要なだからである。
- ・クラスの定義の適切さも審理の対象である。不適切な例は、損害を被った人全部という場合。適切なのは期間で区切る場合。和解の際のクラス認証に問題が多い。
- ・定義されたクラスに損害を被っていない者が混ざっている場合は、そもそもクラスの定義から外れるか、クラスに自分が含まれていることに気づかないので、通知をどうやるかが問題となる。
- ・私人のクラスアクションのほかに、公正取引委員会や証券取引等監視委員会が原告となる場合もあるような法改正が行われている。

### 2 ペンシルバニア州第一司法地区裁判所 Mark I.Bernstein 判事のインタビュー要旨

- ・同州のcomplex litigation centerはmass tortを扱い、class actionは取り扱っていない。mass tortとclass actionの違いは、mass tortは個別の因果関係が問題となる場合、例えば、ドラッグと病歴の個別性が問題となる場合であり、class actionは、車のブレーキの瑕疵など個別の問題がない場合である。

### 3 ペンシルベニア大学ロースクール Stephen B.Burbank 教授のインタビュー

#### 要旨

- ・クラスメンバー全員に損害が発生することは、クラス認証や共通性の要件の問題ではない。クラスメンバーの損害の有無は個別の問題として考えられている。もっとも、クラスの定義で毒を含んだ物という特定にすることは考えられる。
- ・クラスメンバーに属することの立証は、レシート、インターネット、宣誓供述書などで行う。
- ・個別の損害を立証できないときは、タクシー料金を下げさせる和解もある。
- ・連邦民事訴訟規則 23 条の要件立証は、被告が争った場合に限られる。
- ・クラス認証と本案の手続は分けられているが、近いところはある。
- ・サブクラスを使うのは、コンフリクトがある場合である。

## 第9 カナダにおける消費者クラス・アクション

### 1 カナダのクラス・アクション訴訟の概要

カナダの訴訟制度は、もともとイギリスの訴訟法の影響が強いものであった。そのため、元来はイギリスのクラス・アクションと同様、オプト・イン型に基づき、消費者被害の救済には、使い勝手が良くないものであった。そこで、カナダでは、アメリカ法の影響の下で議論が進められ、1979年にケベック州で最初の法改正が実現し、その後、1980年代にはオンタリオ州でも改正論議が行われたが、産業界等の反対で議論が一旦挫折したが、その後、1993年にオンタリオ州において改正法が成立し、それを受け各州で法整備が進められた<sup>28</sup>。

### 2 オンタリオ州の制度

オンタリオ州の制度では、1人又は複数の個人が代表として原告となり、それら

<sup>28</sup> 山本和彦・「解説消費者裁判手続特例法」・47

の者はクラスの利益を公正・適切に代表することが求められる。クラス認証の要件としては、代表の適切性のほか、共通争点の存在、クラス訴訟が望ましいことがあり、共通争点の優越性も考慮される。

オプト・アウト型の手続で、構成員に対する告知の手続がとられるが、個別通知のほか、新聞広告、テレビCM、インターネット等の方法が広く認められ、実効的な告知の可能性がクラス認証の要件とされ、裁判所の審査の対象となる点が特徴的である。除外を申し出なかった消費者は、有利不利とを問わず判決に拘束される。

クラス・アクションにおける審理手続は、共通争点の審理と個別争点の審理に分かれる2段階型である。共通争点はすなわち責任原因であり、損害の総額査定が認められる場合にはその判断も共通争点として可能とされる。他方、個別争点の審理は責任原因を認める判決の後に行われ、複数の弁護士等をレフェリーにしてADR的な簡易手続も可能とされる。

実際には、第1段階訴訟の中途又は共通争点の有責判決が出た後に和解に至ることが多いとされる。和解には裁判所の認可が必要であり、公正かつ合理的な内容で、関係者の最善の利益に適うことが認証の要件とされる。また、和解に際しては、構成員に対する告知により除外の申出の機会が与えられる。

賠償金の分配の手続は、裁判所による分配方法の指定に基づき、被告又は第三者によって行われる。クラス構成員が分配金を受領しない場合には、構成員に利益をもたらす別の方法による分配が可能とされる。これは近似分配(cy-pres distribution)と呼ばれ、特に和解においては柔軟な定めがされるようである<sup>29</sup>。

### 3 カナダの制度の特徴

以上のようなカナダのクラス・アクションの制度の特徴としては、法律によつてかなり細かく制度が規定されている点がある。米国の場合には、裁判所の裁量に基づく実務運用に委ねられているような点も法律で規定されており、制度の透

<sup>29</sup> 前掲注28 山本48

明性が高いように見える。また、2段階型が明確に規定されており、第2段階は基本的にオプトイン型の手続がとられ、消費者の積極的な加入が前提となるなど特例法に類似した面は多い。そして、カナダでは、アメリカとは異なり、制度濫用の批判は少ないようである<sup>30</sup>。

#### 4 認可要件<sup>31</sup>

次の要件を全て満たすときには、裁判所は当該訴訟をクラス訴訟として認証しなければならないとされている（クラス訴訟法（Class Proceedings Act, 1993）（以下、条数のみで引用する。）5条1項）。

- ① クラスが識別可能であること
- ② 代表者となる者がクラスの利益を「公正かつ適切に代表」し、他のクラス構成員と対立する利益を有しないこと（代表の適切性）
- ③ クラスに「共通の争点」が存在すること
- ④ 共通の争点を解決するためにクラス訴訟が訴訟手続として「望ましい（preferable）」こと

アメリカのような共通争点の優越性（支配性）の要件はないが、望ましさ（preferability）の判断の中で優越性も事実上検討要素となる。

全員に共通の争点だけでなく、一部の者のみに共通の争点もあるときは、その範囲で下位クラス（subclass）を認め、その代表者を定める。

代表原告となろうとする者は、提訴後、一定期間内に認可の申立てをすることができる、この申立てに基づいて認可要件の具備について審理される。認可申立てが却下されたときは、当該原告の個別訴訟として続行することは可能であるが、クラス訴訟を目指して提訴された訴訟は、個別訴訟としては実際上維持が困難で

---

<sup>30</sup> 前掲注 28 山本 49

<sup>31</sup> 大村雅彦・カナダ（オンタリオ州）のクラスアクション制度の概要（上）・  
NBL911-37-38

あろうから、訴えを取り下げことになる。

なお、裁判所は、次に掲げる事由を理由としてクラス訴訟の認可を拒否することはできないとされている（6条）。

- ① 共通争点の判定の後に、損害賠償額について個人別の算定を必要とすること
- ② 請求がクラス構成員ごとに別個の契約に基づくものであること
- ③ クラスの構成員によって異なる救済が求められていること
- ④ クラスの構成員の人数、氏名、住所等が不明であること
- ⑤ クラスのすべての構成員によって共有されない共通争点を有する請求又は防御方法を有する下位クラスが（全体クラスの中に）含まれていること

## 5 審理手続<sup>32</sup>

認可申立てを認める判決がなされれば、当該訴訟ではクラス訴訟となる。カナダのクラス訴訟は、「オプト・アウト型」の手続である。

認可後の審理手続は、共通争点の審理段階と個別争点の審理段階の2段階に分かれる。まず、通常は共通争点となるであろう責任原因について審理がなされ、これを肯定する終局的判断がなされた場合、各構成員固有の個別争点（個別的な因果関係や損害）の審理が行われる。ただ、共通争点の審理で有責という判断が出れば、通常、被告は和解に応じるから、個別争点の審理は、実際にほとんど行われない。

共通争点(common issues)は一括して審理・判断がなされ、トライアル及び裁判の分離は許されない（11条）。

これに対し、個別争点の審理は、未だ件数が少ないため、十分に確立された慣行は形成されていないようであるが、金銭的損害の「総額査定」ができる場合を除き、個別争点については、裁判所規則に従い、他の裁判官、退職判事又は弁護士等をレフェリー(referee)に指名して事件を付託することができる（25条）。そ

---

<sup>32</sup> 前掲注31 大村 38-39

こでは、個々人の被害額や因果関係等の個別争点について簡易な、いわば ADR 的な審問を実施する。事件の種類によって損害の立証の難易度も異なる。この審問等の手続に関しては、裁判所は、当該争点を解決するのに最も安価かつ迅速な方法を指示しなければならない。

被告の責任原因が認定される場合で、個々の構成員の請求額の立証の積み上げにならなくとも、責任総額を合理的に算定できる場合には、「総額査定」が許される（24条（1）項）。

クラス訴訟においても、原則として、通常のディスカヴァリ手続が妥当する（15条）。通常訴訟であれば証拠として許容されない「統計的情報」でも、クラス訴訟においては証拠として利用可能である。

## 6 判決

クラス訴訟においては、勝訴・敗訴を問わず、「共通争点に関する判決は、クラス訴訟に関する判決は、クラス訴訟からオプトアウトしなかったクラス構成員全員を拘束する。」（27条3項・17条6項(f)）。

このような判決効拡張を正当化する手続権保障の仕組みとして、次のようなものが挙げられる。

- ① 認可の要件としての適切代表（5条(1)項(e)）
- ② 構成員の一部の者だけに共通の争点があるときは、下位クラスを認め、代表者を置くこと
- ③ 複数の手続段階におけるクラス構成員へのノウティス
- ④ クラス構成員によるオプトアウト（離脱）の権利（9条）
- ⑤ クラスの利益の公正かつ適切な代表を確保するため、クラス構成員の訴訟参加を許容（14条）
- ⑥ 代表原告が上訴しない場合、クラス構成員による上訴可能（30条(4)項、(5)項）

- ⑦ クラス・アクションの係属中は、構成員の権利の出訴期限も進行停止(28条)
- ⑧ 共通争点があると認められて認可される場合、クラス構成員の個別争点を判断する手続や、金銭賠償額の計算と分配のための手続を用意 (24条, 25条)
- ⑨ 和解や手続の終了には裁判所の承認が必要 (29条)
- ⑩ 手続全体にわたって裁判所による事件管理(case management)の強化

## 7 和解

ほとんどのクラス訴訟は和解で終わる。和解交渉は双方の弁護士を通じて行われ、事件担当裁判官とは別の裁判官が涵養して調停形式で行われることもある。

和解は、裁判所の許可を得なければ効力を生じず、逆に、裁判所が許可した和解はクラス構成員全員を拘束する (29条2項, 3項)。

## 8 分配方法

裁判所は、24条1項による「総額査定」をした場合、認容額の全部または一部が、クラス構成員の一部または全員に「平均的又は割合的」に(average or proportional basis)享有されるように充当する旨を定めることができる (24条2項)。

裁判所は、判決で認容した額につき、分配方法を指定して、被告による直接分配(値下げ販売などの方法を含む)や、その他の者による分配を命じることができる (26条2項)。

「裁判所は、24条に規定する認容額の全部または一部が裁判所の定めた期限までに分配されずに残った場合、クラス構成員が直接の金銭的救済を得ることにならなくても、クラス構成員に利益をもたらすと合理的に期待される何らかの方法での使徒に充当すべきことを命ずることができる」(26条4項)。それが同時にクラス構成員以外の者の利益になつてもよい (26条6項)。判決によるいわゆる近時分配(cy-pres distribution)を認めたものである。

通常は和解で決着するので、和解金の分配について当事者間で柔軟に取り決め、裁判所の許可を求める事になる（29条2項）。

#### 第10 カナダ・オンタリオ州における調査結果

##### 1 オンタリオ州上級裁判所 Paul Perell 判事のクラスアクション審理の傍聴及びインタビューについて

当職は、同判事のクラス・アクションの非公開審理（いずれも Product liability の事件に関する case conference）2件と公開審理（Partnership law の事件に関する motion on notice）を1件傍聴し、その後、同判事にインタビューをした。

同判事は、他の裁判官1名や弁護士2名と共同で The Law of Class actions in Canada(CANADA LAW BOOK)という図書を出版しているところ、同書は、カナダでクラス・アクションを担当する弁護士に広く周知されているようである。

なお、別の日にもクラス・アクションの審理の傍聴を予定していたが、前日に和解で終了したため、傍聴できなかった。

クラス・アクションの非公開審理のうち1件は、トヨタが被告とされていたが、非公開審理はいずれも相当先に期日を入れるだけでごく短時間で終了した。公開審理は、裁判官が、原告に対して、medical record を出すように粘り強く説得していた。

その後、同判事にインタビューをしたところ、クラス認証の審理において、クラス認証の要件の立証のために、原告らの medical record を作成してもらう必要があるとのことであった。そのこととの関連で共通争点と個別争点の振り分けについて質問すると、例えば、原因と損害との間の通常の因果関係の有無については共通の争点だが、特別な因果関係、すなわち日本で言うところの被害者の素因（病歴、体質）などについては、個別争点となるということであり、おそらく原告らの medical record は、因果関係の立証等で必要とされるものであると思われた。

また、同判事によれば、個々のクラスメンバーの損害の発生については、個別争点により争われる所以、1段階目の訴訟では特に問題とならないようである。

カナダでは、2段階目の訴訟において、個別の損害を立証する際、グループ毎に立証方法を変えることが許されており、同判事も、損害額の大きいグループには通常訴訟と同じような立証を課し、損害額の小さいグループには立証の程度を緩和しているとのことであった。

なお、同国では、クラス認証には年を遙かに超える長い年数を要するものがあるということであった。例として、先住民の子供を residential school と呼ばれる学校に通わせて改宗などを強制したケースなどでは、10年以上をクラス認証までに要しているとのことであった。

2 トロント大学ロースクール Garry Watson 弁護士兼任教授の授業を傍聴した。ゲストスピーカーとして、同教授のほかに、裁判官2名（うち1名は Paul Perell 判事）、弁護士2名（うち1名は、H. Michael Rosenberg 弁護士兼任教授）を招いて、別紙8の事項に関し、パネルディスカッションを行った。別紙8については、三嶋氏に翻訳していただいた。

3 Garry Watson 弁護士兼任教授から、別紙9のとおり、弁護士事務所でのインタビューの際に、書面で回答をいただいた。別紙9については、三嶋氏に翻訳していただいた。

## 第11 日本における特例法の議論に示唆を得た点

### 1 クラスの定義のあり方について

今回の調査に当たり、いくつかクラス認証決定の例などをいただいたが、本文において、時期や場所等によりクラスの外枠を定めた上で、その枠内から除外されるグループ（被告の関係者など）を定めていた。日本では、時期や場所によつ

てクラスの外枠を定める議論はなされているが、枠内から一定のグループを除外するような議論は、具体例が思い浮かばなかつたためか、余りなされてこなかつた。今後、特例法において、対象消費者の範囲を定める上で、被告の従業員等を除外するなどのアメリカやカナダでのクラスの定義のあり方は大いに参考になるものと思われる。さらに、これを応用すると、対象消費者が一部重複する場合の二重起訴を回避する手段についても、日本ではこれまで議論がなされてこなかつたが、後の訴訟の対象消費者の範囲からこれと一部重複している先行する訴訟の対象消費者の範囲を適切に除外するなどすれば、二重起訴を回避できるのはないかという示唆を得ることができた。

## 2 共通性の要件立証について

特例法では、共通性については訴訟要件であると解されているが、日本では、訴訟要件である共通性の要件について、主張だけで判断するという立場と立証が必要であるという立場があり、後者が有力である。

この点、本件調査においては、アメリカ及びカナダとも、日本での有力説と同様に証拠による立証が必要であることが分かった。

## 3 クラスメンバーに損害を受けていない者が含まれている場合

特例法では、前記のとおり、共通性が訴訟要件であるため、クラスメンバーに損害を受けていない者が含まれている場合には、共通性の訴訟要件が欠けるとして却下判決をするか、又は、共通義務がないとして棄却判決をするべきであると考えられてきた。

アメリカ、カナダでは、クラスメンバーに損害を受けていない者が含まれている場合には、予めクラスの定義から外すことが可能であれば、そうすべきであるが、仮に外さないからといって直ちに共通性等に欠けてクラス認証が受けられないと解するのではなく、むしろ個々のクラスメンバーの損害の発生を個別の争点

としてとらえて、アメリカであれば、和解の後に分配を受けるための損害の立証の問題として、カナダでは2段階目の手続の損害の立証の問題として考えていることが分かった。

この点は、特例法においても、「個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合」があっても共通義務（共通性）があることを当然の前提としているから、日本においても、クラスメンバーに損害がない理由が「個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合」に当たる場合には、共通性に欠けることはないので、「個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合」とはどのような場合であるのかが問題となる。この点、アメリカやカナダで、個別争点として考えられている被害者の素因、被害者の過失（過失相殺）などについては、日本ではこれまで個々の消費者の事情の例として取り上げられてこなかった点であり、今後の参考となる。

#### 4 個々のクラスメンバーの損害立証方法について

日本では、特例法の簡易確定手続において、陳述書だけでの立証を許すかという問題がある。アメリカやカナダでは、宣誓供述書という日本でいうところの陳述書だけでの立証については、アメリカやカナダでも同様の問題あるが、全体的には、やはり難しいのではないかという感触であった。

#### 5 被害者個々の体質や病歴が問題となる場合

アメリカやカナダでは、被害者個々の体質や病歴が問題となる薬害は、因果関係が複雑であるから、クラス・アクションになじみにくいと解されているようである。日本の特例法においても、個々の消費者の損害や損失、因果関係等を判断するのに、個々の消費者ごとに相当程度の審理を要する場合には、「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるとき（3条4項）」に当たり、訴えの全部又は一部を却下することがで

きるとされているが、どのような場合がこれに当たるかの具体例は議論されてこなかつた。今回の調査研究では、薬害がこれに当たる可能性があることがわかつた。

#### 第12 最後に

今回の短期在外研究では、日本における特例法の運用について、今までに問題となつてゐる点について、いくつかの貴重な示唆を得ることができた。また、クラス・アクション以外にも相当回数の法廷傍聴やロースクールの授業の傍聴等をすることができ、裁判実務や法律家養成に関する見聞を広めることができた。このような貴重な機会を与えてくださいり、かつ、全面的な支援をしてくださつた最高裁の担当者の皆様及び前記判事補各位に改めて感謝を申しあげ、本報告書の結びとさせていただきたい。

以上